

虐待防止・身体拘束等に関する指針

1、本法人及び事業所における虐待防止・身体拘束等に関する基本的考え方

本法人及び事業所は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待・身体拘束の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉・障がい者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】 虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置（ネグレクト）：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に揚げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

【身体拘束の定義】 身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為であり、具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2、虐待防止・身体拘束適正化に関する事項

虐待の防止及び早期発見、身体拘束の廃止と支援の質の向上に組織的対応を図ることを目的に虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置する。委員会が行う責務等については虐待防止・身体拘束適正化委員会設置要綱に定める。

3、虐待防止・身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止・身体拘束適正化のための研修内容として、虐待・身体拘束等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待・身体拘束の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は虐待防止・身体拘束適正化委員会設置要綱に定めた回数以上を行うとともに、研修の実施内容については記録に残すものとする。

4、虐待・身体拘束等が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待・身体拘束もしくはそれらが疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 虐待防止責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (3) 虐待防止責任者は虐待防止・身体拘束適正化委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止・身体拘束適正化委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を虐待防止責任者に指示する。
- (5) 虐待・身体拘束について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止・身体拘束適正化委員会が主導して対応する。
- (6) 虐待・身体拘束を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行う。

5、虐待・身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待・身体拘束事案は、それらを裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や虐待防止責任者等への報告を行う。
- (2) 虐待・身体拘束もしくはそれらが疑われる事案を発見した職員は、虐待防止責任者及び市町村に第一報として報告を行うとともに、虐待防止責任者は家族には誠意をもって謝罪し、虐待・身体拘束の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝える事とする。
- (3) 虐待防止責任者は、虐待防止・身体拘束適正化委員会で承諾された、虐待・身体拘束の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市町村に報告する。

6、利用者の権利擁護に関する事項

事業所は、家族のいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び関係機関と連携し、成年後見制度等の利用ができるよう支援するものとする。

7、虐待・身体拘束等に係る苦情解決方法に関する事項

事業所は、虐待・身体拘束等に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

8、利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

9、その他虐待の防止及び身体拘束の適正化の推進のために必要な事項

関係機関等により提供される虐待防止及び身体拘束の適正化に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

令和5年4月1日

社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会
理事長 中川 茂